

中川事務所新聞

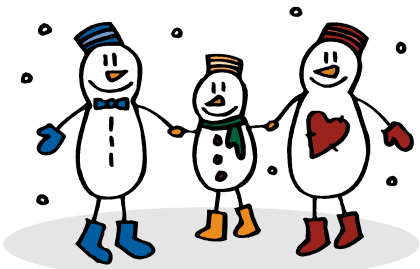
第 9 9 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【セーフティネット保証まもなく終了】

中小企業の資金繰り支援策として活用されてきたセーフティネット保証の取扱いが、本年3月末で終了することになっています。中小企業にとって大変有利な制度であっただけに、これが無くなることの影響が心配されるどころです。

期限が近づいてくると窓口が混雑することも予想されるので、利用該当者は早めに手を打っておきましょう。



【31年ぶりの貿易赤字】

日本が31年ぶりに貿易赤字になったということですが、これは単純に言うと輸出が減って輸入が増えたということです。震災以降の状況では仕方のないことです。

貿易収支より大きな括りである経常収支はいまだに黒字を維持しているのですが、あまり悲観的になることもないのですが、経済の構造が変化してきていることは確かです。このような変化は商売の土壌にも影響を及ぼすので、それなりに注視しておきたいものです。

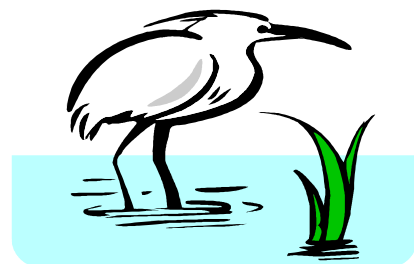
【建設業の規制強化】

12月号でお伝えした社会保険未加入事業者に対する国土交通省の取締強化については、すでに公開の会議等で細かくその

方法が議論されています。加えて大手元請会社では中小下請け会社の選別が厳しくなっています。いい加減な会社は排除するという流れは歓迎すべきことですが、その流れに取り残されないようにしたいものです。

【2月の事務予定】

- ・2月決算法人期末実地棚卸
- ・11月決算建設業決算変更届
- ・12月決算法人確定申告&納税
- ・6月決算法人中間申告&納税
- ・所得税の確定申告開始
- ・豆まき
- ・チョコレート配り



知ってお得！？法律雑学

Q . 目の前で痴漢行為を発見しました。私自身がこの者をとっ捕まえて懲らしめることはできるのでしょうか？

A . 現行犯人は誰でも逮捕状なくしてこれを逮捕することができます（刑訴法213条）。現行犯人とは、現に罪を行い又は行い終わった者をいいます（刑訴法212条）。なお、

犯罪そのものを見ていなくても、明らかに犯人だと認められる者も現行犯人に含まれます。

次に、逮捕した現行犯人をあなたが懲らしめることはできません。逮捕した後は直ちにこれを検察官又は警察官に引き渡さなければなりません（刑訴法214条）。勢いあまって逮捕を超える行為をやって

しまうと、あなたが別の犯罪者になりかねませんし、凶器を持っていたりすると大怪我を負わされるかもしれません。ほどほどにしておきましょう。



経営談義

【国の貸借対照表】

貸借対照表(B/S)といえ
ば決算書の一部で皆さんにも
おなじみです。日本銀行が定
期的に発表している資金循環
統計から、国の貸借対照表を
組み立てることができます。
以下がその要約です(単位:
兆円、23年9月現在)。

民間非金融法人	992
政府	1,093
(負債合計)	2,439

資産合計から負債合計を差
し引くと、269兆円の黒字に
なります。日本が金持ち国で
あるといわれる所以は、この
膨大な黒字によります。

す。一部分の絶対金額を捉え
てどうこう言ったところで、
本質を突いていなければ意味
がありません。

自社のB/Sを見て何かを分
析するにはポイントがありま
す。

- ・実態を表す勘定科目を使っ
ていること
- ・シンプル
- ・正しい数値 です。

【資産の部】

家計	1,471
民間非金融法人	754
政府	483
(資産合計)	2,708

ところが、ニュース等では
政府の借金1,093兆円だけが
やたらと強調されます。程度
の低いマスコミでは政府の借
金と国の借金を取り間違えて、
まるで国が債務超過で倒産す
るかのように伝えていきます。

経営者であれば常に自社B/
Sを目にすることができると
で、分析の訓練をしておきま
しょう。それがマスコミに騙
されない防衛策にもなります。

【負債の部】

家計	354
----	-----



このようなミスリードは私
たち自身も起こしがちです。
貸借対照表はバランスシート
とも呼ばれるとおり、資産と
負債のバランスを表すもので



一月中に東京と横浜
へそれぞれ勉強に行っ
てきました。今月は名
古屋へ、来月は再び東
京へ勉強に行きます。
私にとっては勉強が仕
入なので、その仕入ル
トを含めて厳選したと
ころへ、最大限の集中
力を持って出かけてい
ます。見知らぬ強者と
の出会いには、刺激になっ
ていいものです。

二月は「逃げる」と
もいわれます。あつと
いう間に時間が過ぎて
しまうので、今月の休
みは無いものと私は覚
悟しています。

あつと
びり

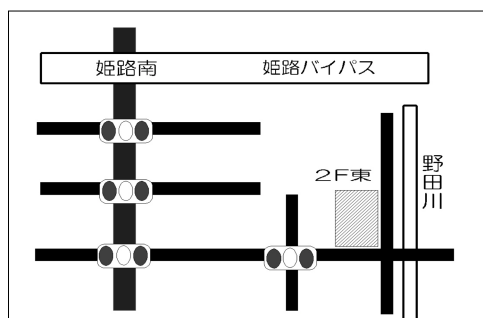
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント(経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp